



けんしょう ユネスコ憲章は、どういうものなの



ユネスコの精神・目的・任務・組織などを定めたものだよ。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）憲章は、1945年11月に国連教育文化会議で定められました。翌年11月に憲章が発効（力・働きが発生すること）するとともに、国連（国際連合）の専門機関として、ユネスコが発足しました。

前文は、ユネスコの精神をのべたもの

前文には、おもに次の内容が書かれています。戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。文化の広い普及と、正義・自由・平和のための人類の教育は、神聖な義務である。世界の人々の教育・科学・文化上の関係を通じて、国際平和と人類の共通の福祉という目的をおし進めるために、ユネスコをつくる。

本文は、ユネスコの目的・任務・組織などを定めたもの

第1条：ユネスコの目的と任務。第2条：国連の加盟国はユネスコの加盟国になる権利があることなど。第3条：総会・執行機関・事務局をもつこと。第4条：総会の任務、加盟国の投票権、会合の時期など。第5条：執行委員会は総会が選挙した40人の委員からなることなど。第6条：事務局の職員や事務局長の地位・任務など。第7条：加盟国の国内委員会や国内協力団体の任務など。第8条：加盟国は報告書を提出しなければならないこと。第9条：予算について。第10条：国連との関係。第11条：ほかの専門機関と協力するときの手続きなど。第12条：ユネスコの法律的な地位・特権などについて。第13条：憲章を改正するときの手続き。第14条：憲章の英語とフランス語の本文は、等しく正しい文とみなすことなど。第15条：憲章は20か国が承認したときに効力を発することなど。